

兵庫県公報

令和3年9月17日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	3

公布された法令のあらまし

◎行政組織規則の一部を改正する規則（規則第45号）

事務執行体制の整備を図るため、企画県民部秘書広報室芸術文化課を同部県民生活局に移管する等所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第45号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「局、新庁舎整備室、秘書広報室」を「秘書広報室、局、新庁舎整備室」に改め、同項の表新県政推進室の款の次に次のように加える。

秘書広報室	秘書課	秘書班 総務班
	広報戦略課	広報戦略班 報道班 地域広報班
	広聴課	広聴相談班

第5条の2第1項の表秘書広報室の款を削り、同表県民生活局の款県民生活課の項の次に次のように加える。

芸術文化課	企画運営班 事業調整班
-------	-------------

第5条の2第2項の表局名又は課名の款の次に次のように加える。

秘書課	儀典室	儀典班
-----	-----	-----

第5条の2第2項の表秘書課の款を削る。

第2章第1節中第6款を削り、第5款を第6款とし、第2款から第4款までを1款ずつ繰り下げ、第1款の2の次に次の1款を加える。

第2款 秘書広報室

（秘書課の事務）

第5条の4 秘書課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）秘書に関すること。
 - （2）前号及び次項各号に掲げるもののほか、特に命じられた事項の調整及び処理に関すること。
- 2 儀典室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 皇室に関すること。
 - (2) 公賓に関すること。
 - (3) 儀式に関すること。
 - (4) 褒賞その他栄典に関すること（地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。
 - (5) 県旗に関すること。
 - (6) 兵庫県公館に関すること（文書課の所掌に属するものを除く。）。
- （広報戦略課の事務）

第5条の5 広報戦略課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県行政の広報に関すること。
- (2) 県勢の高揚に関すること。
- (3) 県の広報活動の企画及び総合調整に関すること。
- (4) 市町の広報活動の支援に関すること。
- (5) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (6) 県政刊行物の質的向上に関すること。

（広聴課の事務）

第5条の6 広聴課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民の意向の把握に関すること。
- (2) 県の広聴活動の企画及び総合調整に関すること。
- (3) さわやか県民相談に関すること。
- (4) 来庁者の応接及び案内に関すること。
- (5) 兵庫県民総合相談センターに関すること。

第2章第1節第11款中第16条の12を第16条の13とし、第16条の11を第16条の12とし、同節第10款中第16条の10を第16条の11とし、第16条の9を第16条の10とし、第16条の8の次に次の1条を加える。

（芸術文化課の事務）

第16条の9 芸術文化課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芸術及び文化に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 芸術及び文化に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (4) 兵庫県民会館、県立尼崎青少年創造劇場、兵庫陶芸美術館、県立芸術文化センター及び県立美術館のうち王子分館に関すること。
- (5) 公益財団法人兵庫県芸術文化協会に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、芸術及び文化に関すること。

第70条第1項中「新庁舎整備室、秘書広報室」を「秘書広報室、新庁舎整備室」に改める。

第377条の表中

「

新庁舎整備室長	新庁舎整備室	新庁舎整備室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
秘書広報室長	秘書広報室	秘書広報室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。

」

を

「

秘書広報室長	秘書広報室	秘書広報室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
新庁舎整備室長	新庁舎整備室	新庁舎整備室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。

」

に改める。

第378条の表政策創生部長の項中「企画県民部秘書広報室、ビジョン局」を「企画県民部ビジョン局」に改める。

附則第3条第1項中「、秘書広報室」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年9月21日から施行する。
(公有財産規則の一部改正)
- 2 公有財産規則(昭和58年兵庫県規則第11号)の一部を次のように改正する。
第8条第2項中「新庁舎整備室長、秘書広報室長」を「秘書広報室長、新庁舎整備室長」に改める。
(公文書管理規則の一部改正)
- 3 公文書管理規則(令和2年兵庫県規則第27号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号中「新庁舎整備室、秘書広報室」を「秘書広報室、新庁舎整備室」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第7号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「新庁舎整備室長、秘書広報室長」を「秘書広報室長、新庁舎整備室長」に、「新庁舎整備室長等」を「秘書広報室長等」に改める。

第6条第2項第7号中「新庁舎整備室、秘書広報室」を「秘書広報室、新庁舎整備室」に改める。

別表第1企画県民部の部課名等の項の次に次のように加える。

秘書課	1 春秋叙勲について、主務大臣に具申すること。 2 褒章条例取扱手続(明治27年閣令第1号)第1条又は第4条の規定に基づき、褒章条例(明治14年太政官布告第63号)第1条に定める褒章(紺綬褒章を除く。)について、主務大臣に具申すること。		
広報戦略課		広報計画を作成すること。	
広聴課		広聴計画を作成すること。	

別表第1企画県民部の部秘書課の項、広報戦略課の項、広聴課の項及び芸術文化課の項を削り、同部県民生活課の項の次に次のように加える。

芸術文化課		兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	
-------	--	---	--

(職員服務規程の一部改正)

第2条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「新庁舎整備室長、秘書広報室長」を「秘書広報室長、新庁舎整備室長」に、「新庁舎整備

室長等」を「秘書広報室長等」に改め、同条第6号中「新庁舎整備室長等」を「秘書広報室長等」に改める。
(公印規程の一部改正)

第3条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「新庁舎整備室、秘書広報室」を「秘書広報室、新庁舎整備室」に改め、同条第2項中「新庁舎整備室長、秘書広報室長」を「秘書広報室長、新庁舎整備室長」に改める。
(出納局決裁規程の一部改正)

第4条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「新庁舎整備室、秘書広報室」を「秘書広報室、新庁舎整備室」に改める。
(情報管理規程の一部改正)

第5条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「新庁舎整備室長、秘書広報室長」を「秘書広報室長、新庁舎整備室長」に改める。
(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第6条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中

「企画県民部秘書広報室芸術文化課長
企画県民部ビジョン局ビジョン課長
企画県民部ビジョン局統計課長
企画県民部県民生活局県民生活課長」

を

「企画県民部ビジョン局ビジョン課長
企画県民部ビジョン局統計課長
企画県民部県民生活局県民生活課長
企画県民部県民生活局芸術文化課長」

に改め、同表交通安全対策会議の項中

「企画県民部企画財政局財政課長
企画県民部企画財政局市町振興課長
企画県民部秘書広報室広報戦略課長」

を

「企画県民部秘書広報室広報戦略課長
企画県民部企画財政局財政課長
企画県民部企画財政局市町振興課長」

に改め、同表青少年愛護審議会の項中

「企画県民部管理局教育課長
企画県民部秘書広報室広報戦略課長
企画県民部秘書広報室芸術文化課長
企画県民部県民生活局県民生活課長」

を

「企画県民部秘書広報室広報戦略課長
企画県民部管理局教育課長
企画県民部県民生活局県民生活課長
企画県民部県民生活局芸術文化課長」

に改め、同表国民保護協議会の項中

「企画県民部企画財政局総務課長
企画県民部秘書広報室広報戦略課長」

を

「企画県民部秘書広報室広報戦略課長
企画県民部企画財政局総務課長」

に改め、同表障害福祉審議会の項中

「企画県民部企画財政局税務課長
企画県民部企画財政局市町振興課長
企画県民部秘書広報室広報戦略課長」

を

「企画県民部秘書広報室広報戦略課長
企画県民部企画財政局税務課長
企画県民部企画財政局市町振興課長」

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年9月21日から施行する。